

利 用 上 の 注 意

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施されている。

なお、商業統計調査は平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施することとしている。

この統計表は、平成 14 年 6 月 1 日現在で実施した商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について立地環境特性区分の定義（別表）により特性付けを行い再集計したものと及び大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗内の小売事業所について再集計したものである。

1. 立地環境の特性区分及び定義並びに大規模小売店舗について

① 立地環境特性区分及び定義は、原則として都市計画法に基づいて設定している（別表「立地環境特性の区分及び定義」参照）。

なお、立地環境特性付けにあたっては、平成 11 年調査までは調査区単位に行ったが、平成 14 年調査においては事業所単位の特性付けに変更している。

② 大規模小売店舗立地法で定める店舗面積（小売業を行うための店舗に供される床面積）が 1000 m²を超える店舗が大規模小売店舗である。

2. 産業細分類の新設について

日本標準産業分類の改訂（平成 14 年 3 月 7 日総務省告示）により、小売業 57 飲食料品小売業に 5791 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）が新設された。これに伴い、商業統計表の産業分類別集計においてもコンビニエンスストアを表章している。なお、産業分類によるコンビニエンスストアと業態分類によるコンビニエンスストアの定義は以下のとおりであるので、利用にあたっては留意されたい。

コンビニエンスストアの定義

	産 業 分 類	業 態 分 類
格付け等	「57 飲食料品小売業」に格付	飲食料品を扱っていること
セルフサービス方式	採 用	採 用
売場面積	30 m ² 以上 250 m ² 未満	30 m ² 以上 250 m ² 未満
営業時間	14 時間以上	14 時間以上

3. 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所（小売））

一定の場所で、主として個人消費又は家庭消費の商品を販売する事業所をいう。

事業所には次のものが含まれる。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に商品を少量又は少額に販売する事業所
- ③ 商品を小売りし、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。但し、

修理のみを専業としている事業所は、修理業（サービス業（他に分類されないもの））とする。この場合、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

④ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

⑤ ガソリンスタンド

⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で、他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(2) 単独事業所

同一経営の本店や支店を持たない事業所（1企業1事業所）をいう。

(3) 本店

他の場所に支店、支社、営業所などの販売事業所をもっている事業所で、法人組織の場合は商業登記簿に登記された本店を、個人経営の場合は営業の本拠となっている本店をいう。

(4) 支店

支店の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。

*本店、支店の関係

① 親会社と子会社は、それぞれ独立した企業であり、本店・支店の関係ではない。

② 「〇〇チェーン店」の事業所は、その経営者が本部の経営者と異なれば「単独店」もしくは「本店」とする。

③ 米穀小売業などの中小企業等協同組合法に基づく企業組合の場合は、その本部が「本店」、個々の組合員の事業所は「支店」となる。

(5) 従業者及び就業者

平成14年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人事業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」、「出向・派遣受入者」を併せたものをいう。

① 「個人事業主及び無給家族従業者」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者、個人事業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

② 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

③ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成14年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用され、調査日現在も雇用されている者

④ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

⑤ 「出向・派遣受入者」とは、人材派遣会社など別経営の事業所から派遣されている者をいう。

⑥ 「パート・アルバイト等の8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイト等の従業者について平均的

な1日当たりの労働時間である8時間に換算したもの。

(6) **年間商品販売額**

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

(7) **その他の収入額**

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間の商品販売額以外の事業（販売商品に関する修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額など）による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

(8) **商品手持額**

平成14年3月末現在、販売目的で保有している全ての手持商品額（仕入れ時の原価による）。

(9) **商品販売形態**

① **店頭販売**

店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞き及び移動販売も含む。

② **訪問販売**

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。

③ **通信・カタログ販売**

カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

④ **自動販売機による販売**

商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

⑤ **その他**

料理品の宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(10) **売場面積**

平成14年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場(植木、石材など)、配送所、階段、連絡通路、エレベータ、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫、他に貸している店舗(テナント)分等は除く)をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(11) **来客用駐車場**

平成14年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査をしていない。

① **専用駐車場**

自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。

② **共用駐車場**

他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいう。

③ **収容台数**

満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

(12) **都市人口規模**

総務省自治行政局発行の「住民基本台帳に基づく全国人口・世帯数表 人口動態表」に基づき、全国の市区町村を規模別に区分したもの。

4. 記号及び注記

- (1) 統計表中の「-」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。「x」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、3以上の事業所数に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。
- (2) 集計結果については、四捨五入の関係で積み上げた数値とその合計値は必ずしも一致しない。
- (3) 統計表表頭中の「不詳」は、当該項目について調査をしていないことを表している。
- (4) 「就業者1人当たり年間商品販売額」は、従業者のうち「パート・アルバイト等」を8時間換算(平成14年より調査)した就業者数を用いて算出している。
- (5) 「売場面積1㎡当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出している。
- (6) 第10表「商業集積地区(商店街)の都道府県別、市区町村別の商店街数、事業所数、大店舗数、大店舗内事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積」の商業集積地区(商店街)内の事業所数については、次の①②の場合がある。

概ね一つの商店街を一つの商業集積地区としているが、

 - ① 本統計表は飲食店及びサービス業が含まれないため(小売業を営む事業所のみ集計)、事業所数が少なくなっている場合がある。
 - ② 商店街が入り組んでいるような場合は、二つ以上の商店街をまとめて商業集積地区を設定しているため、事業所数が多くなっている場合がある。
- (7) 東京都三宅村については、火山噴火に伴う災害のため、平成14年調査が実施されなかったことから、平成14年数値(事業所数、従業者数、年間商品販売額等)には含まれていない。
- (8) 本冊子に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成14年商業統計表 立地環境特性格別統計編(小売業)」による旨を明記されたい。

5. 詳細情報の閲覧

本統計表には、第1表～第12表までを掲載している。集計結果の量が膨大で、刊行物としての公表が困難な詳細1表～詳細3表の詳細情報は、CD-ROMに記録したものをパーソナルコンピュータの画面に表示する方法により、次の場所で閲覧することができる。

(1) 閲覧場所

・財団法人 経済産業調査会経済統計情報センター
〒104-0061 東京都中央区銀座二丁目8番9号 木挽館銀座ビル
電話 (03) 3535-5348

(2) 詳細情報の内容

① 詳細1表

「商業集積地区の都道府県別、市区町村別の商店街数、商業集積地(商店街)ごとの事業所数、就業者数、従業者数、年間商品販売額、売場面積、大規模小売店舗の店舗数、事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積(平成14年)」

② 詳細2表

「商業集積地ごとの産業分類小分類別の事業所数(従業者規模別、売場面積規模別)、従業者数、売場面積、年間商品販売額及び販売効率(平成14年)」

③ 詳細3表

「商業集積地ごとの業態別の事業所数(従業者規模別、売場面積規模別)、従業者数、売場面積、年間商品

販売額及び販売効率（平成 14 年）」

6. 問い合わせ先

この統計表についての照会は、下記までお願いします。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号

経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室

電話 (03) 3501-0386 (ダイヤルイン)

本書に掲載されている主な内容は経済産業省のホームページにも掲載されています。

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>